

特定療養費、療養費、高額療養費、一部負担金等払戻金及び移送費の請求要領等について(通達)

平成 10 年 2 月 2 日

陸幕衛第 2 9 号

改正	平成 19 年 1 月 9 日陸幕法第 1 号	平成 19 年 3 月 28 日陸幕法第 61 号
	平成 30 年 3 月 14 日陸幕法第 104 号	平成 31 年 4 月 19 日陸幕法第 133 号
	令和元年 6 月 27 日陸幕法第 68 号	令和 3 年 3 月 12 日陸幕法第 101 号
	令和 6 年 3 月 29 日陸幕衛第 105 号	

(例規 36)

特定療養費、療養費、高額療養費、一部負担金等払戻金及び移送費の請求要領等について(通達)

標記について、下記のとおり実施されたい。

なお、陸幕衛第 115 号(60. 7. 22)「陸上自衛隊療養実施規則の細部について(通達)」は、平成 10 年 2 月 2 日限り廃止する。

記

- 1 特定療養費、療養費、高額療養費及び一部負担金等払戻金請求要領等
 - (1) 自衛官等が特定療養費、療養費、高額療養費及び一部負担金等払戻金の支給を受けようとする場合は、自衛官等に対する療養の給付等に関する省令(令和 6 年防衛省令第 4 号)に定める請求書を 3 部(正 1、副 2)作成し、業務隊長等に提出するものとする。
 - (2) 業務隊長等は、1 部(副)を控えとし、2 部(正 1、副 1)を資金前渡官吏に送付するものとする。
 - (3) 業務隊長等が前号により送付する場合の送付書は、別紙第 1 によるものとする。
- 2 移送費の請求要領等
 - (1) 移送費の支給を受けようとする者は、第 1 項第 1 号の請求書及び別紙第 2 を 3 部(正 1、副 2)作成し、業務隊長等に提出するものとする。

- (2) 業務隊長等は、前号の請求書等を受理した場合は、前項第2号及び第3号の要領により処置するものとする。
- (3) 移送費を支給する場合は精算払とし、支弁科目は、旅費（患者移送旅費）とする。

別紙第1
発簡番号
年 月 日

資金前渡官吏 殿

業務隊等の長

特 定 療 養 費
療 養 費
高 額 療 養 費 請求書等送付書
一部負担金等払戻金
移 送 費

(令和 年 月 日)

番 号	所属、階級	氏 名	金 額	備 考

////////////////////////////////////

寸法：日本産業規格A4

添付書類：

備考：不用な文字は、2線で抹消する。

移送費（患者等）請求・領収書

殿		請求者	所属部課	階級	氏名						所属長の確認印						
金額		傷病名			移送の 区分												
年月日	出発地	経路	到着地	宿泊地	鉄道賃					船賃		航空賃 (実費額)	車賃		宿泊料	備考	
					路程 km	運賃 円	急行 料金 円	その他 円	計 円	路程 km	運賃 円	路程 km	実費額 円				
合計																	
上記のとおり移送費を請求します。 上記の金額を領収しました。																	